

令和7年度 いじめ防止基本方針

富山市立三成小学校

1 三成小学校いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立三成小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「三成小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるようを行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 本校のいじめの実態と課題

(1) 本校の実態

- ・友達に対して、冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるいじめを認知しており、正確な実態把握をふまえて継続的に指導、支援を行っている。

(2) 本校の課題

- ・友達との関わりにおいて、自分本位な言動が原因でトラブルになる傾向があるので、アサーショントレーニング等を通してコミュニケーション力を高めるとともに、道徳科や特別活動、日頃の学習等、全ての教育活動の場面で相手を思いやる心情を育んでいかなければならない。
- ・冷やかしやからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければならない。
- ・特に、低学年段階での未然防止のために、指導の充実に努める必要がある。

3 いじめ問題への対応

(1) いじめ防止のための取組

- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめは見逃さない」という雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。

- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 【表1 校内いじめ対策委員会】

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、子供との日常のやりとり、適時適切な教育相談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守る。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事情をよく聴く。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、直ちに管理職等に報告し校内の「いじめ対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。

※参照 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

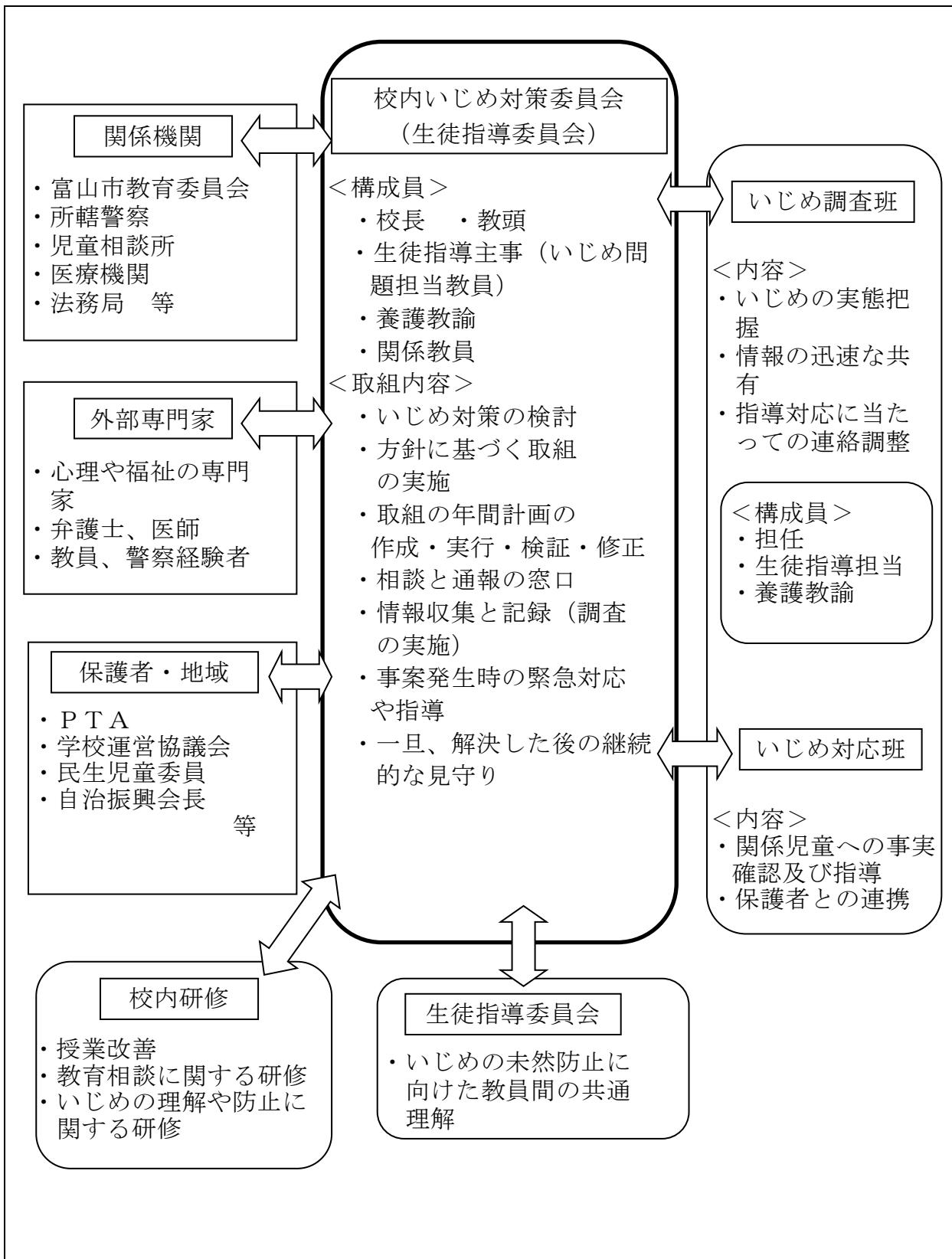
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。

- ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。
- イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導するなど、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。
- ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者、外部専門家等の協力を得て取り組む。
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
- ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者、外部専門家等の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応できるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為にあたる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- オ 警察と連携した指導については、十分に教育的に配慮して、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
 - ・謝罪ですが解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を取る。
 - ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
 - ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
 - ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

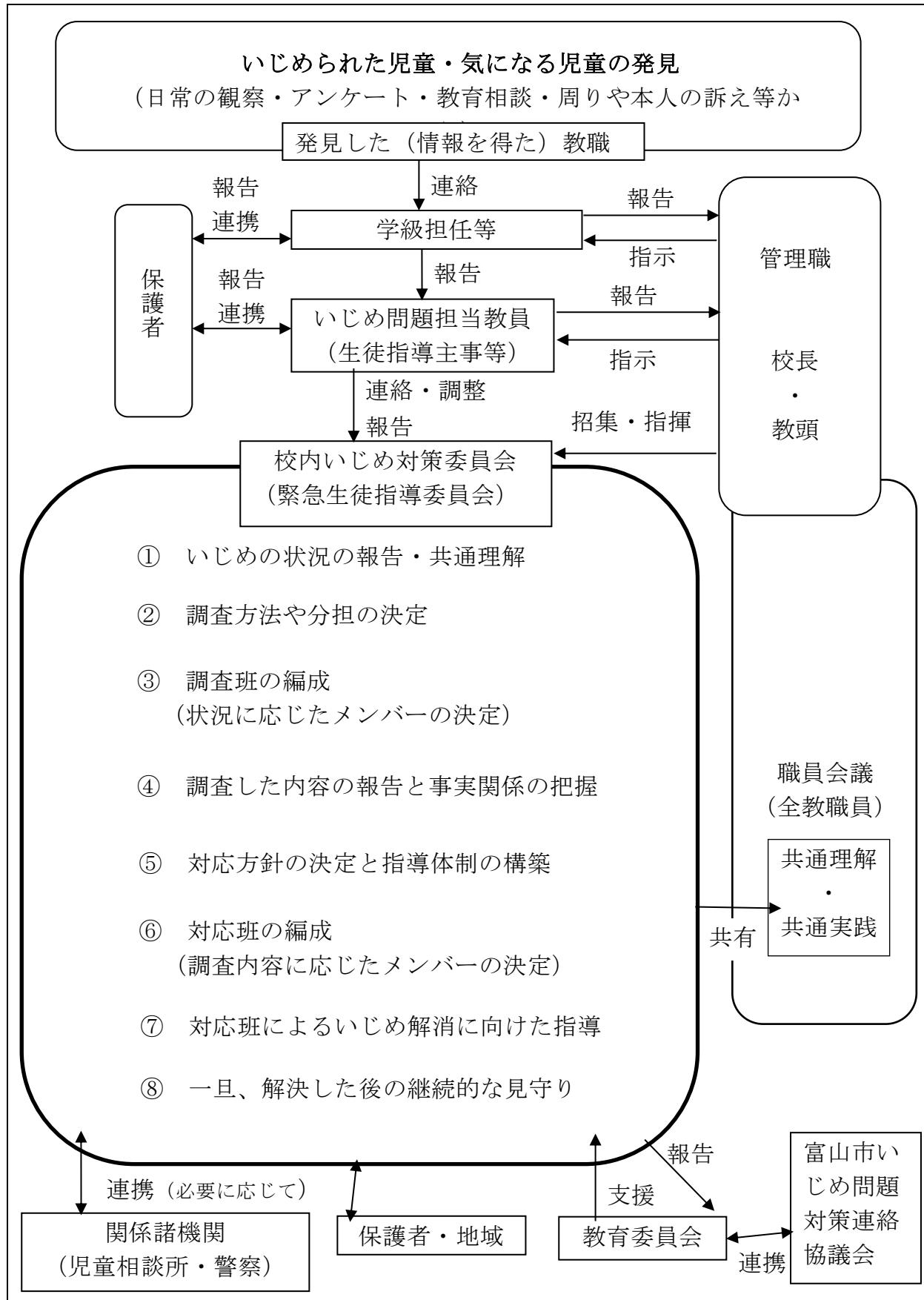
【表1 校内いじめ対策委員会】

役 職	分 担 1	分 担 2	備 考
校 長	総 括		
教 頭	調査総括		
教務主任	調査班		
生徒指導主事	調査班	対応班	
担 任 (事案に関係する担任)	調査班	対応班	
養護教諭	調査班	対応班	

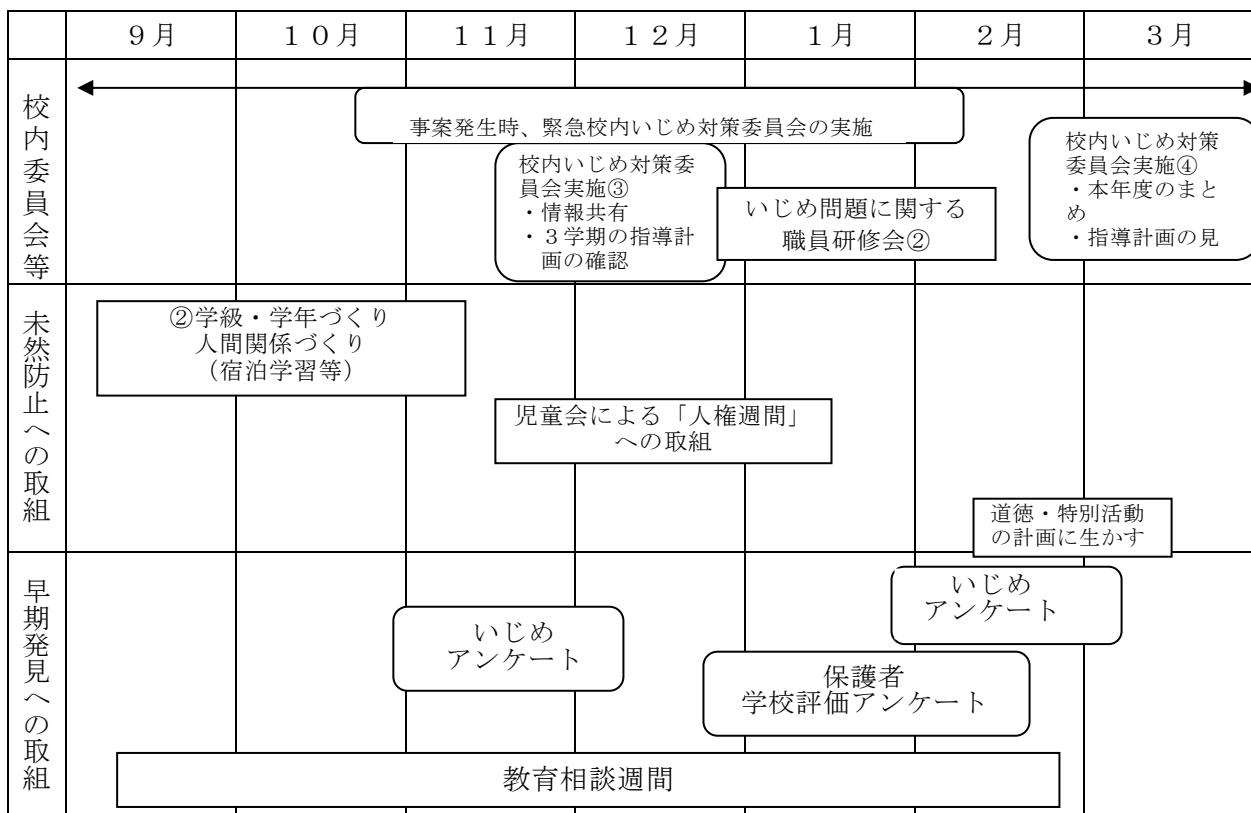
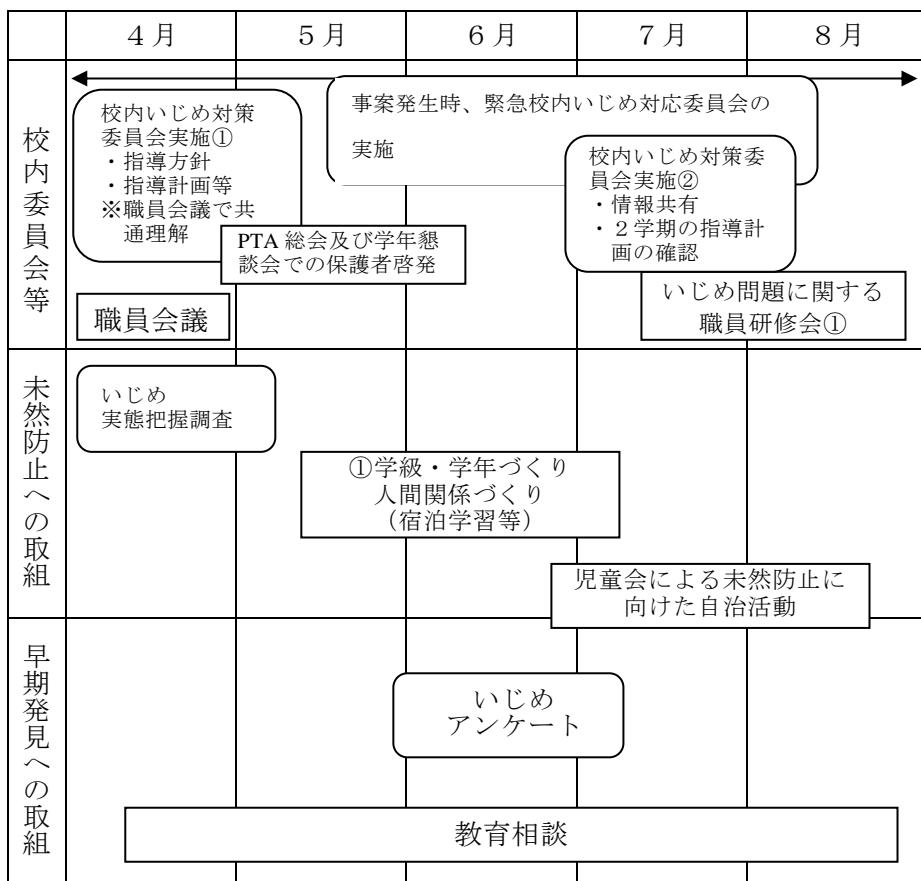
【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】



4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

①「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- } これらがいじめによるものである疑いが生じている場合

②「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日以上の欠席を目安とする。）

- ・一定期間連続して欠席している場合
 - ・転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合
- } これらがいじめによるものである疑いが生じている場合

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ・教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、校内いじめ対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。
- ・学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態が発生した旨を報告する。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告する。
- ・市教育委員会は、学校から重大事態が報告された場合、これを市長に報告するとともに、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについて判断する。
- ・学校が調査の主体となる場合、校内いじめ対策委員会の教職員のほか、必要に応じて、職能団体等から推薦を受けた医師や弁護委、公認心理師、スクールソーシャルワーカー等といった第三者の専門家が参画した調査組織となるよう努める。
- ・調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることを目的とする。
- ・調査に当たっては、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

- ・調査の実施は被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫し、共通理解を図りながら進める。
- ・被害児童生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して進める。
- ・加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性及び中立性を確保する。
- ・学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあっても、事実関係を明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組む。
- ・学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・調査の進捗状況について、被害児童生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努める。
- ・調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童生徒とその保護者に確認する。
- ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童生徒又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。また、その際に、児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないよう、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明する。
- ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果の内容について、他の児童生徒又は、保護者に対して説明を行うことを検討する。
- ・加害児童生徒及びその保護者に対して、被害児童生徒、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちの醸成を図る。
- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）等に照らして適切に判断する。